

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 686 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 686 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 4 年 11 月 18 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 4 年 11 月 18 日（金） 午後 3 時～ 3 時 30 分

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野 一弘
副会長	12 番	深谷 勝義
委 員	1 番	近藤 武
	2 番	服部 啓子
	3 番	濱島 守
	4 番	本田 貴士
	5 番	鈴木 広子
	6 番	竹内 敬三
	7 番	相羽 誠二
	8 番	深谷 英一
	9 番	神谷 登
	10 番	成田 正彦
	11 番	加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

14 番	浅田 勲
15 番	大嶋 英二
16 番	加古 俊治
17 番	鈴置 省悟
18 番	深谷 幸子
19 番	山口 茂樹

・欠席委員

（農業委員） 欠席者なし

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 686 回）

令和 4 年 11 月 18 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理 について	
3	報告 2	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	
5	報告 4	使用貸借契約の解約通知について	
6	報告 5	現況証明願いについて	
7	報告 6	農地改良届出について	
8	報告 7	農地法第 5 条第 1 条第 7 号の規定による受理通知の 取消願について	
9	報告 8	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取下願につ いて	
1 0	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
1 1	議案 2	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について	
1 2	議案 3	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
1 3	議案 4	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定によ る決定について（利用権設定）	

・農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武

事務局 下谷 敏信

松下 景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第 686 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名全員の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員の 6 名全員の出席をいただいております。報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と松下景美氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』から、日程第 9、報告第 8 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による取下願について』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

始めに、報告第 7 号『農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による受理通知の取消願について』ご説明します。

議案書 9 頁の 1 件、畑が 1 筆で 166 m²です。

当該案件につきましては、令和 4 年 10 月 20 日の総会におきまして、報告第 2 号の 4 番において報告した案件でございますが、届出人において、転用面積の変更があったため、取消願書が提出されたものです。

続いて、報告第 1 号『農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書 1 頁から 2 頁までの 7 件です。畑が 11 筆で、転用面積は合計で 1,727 m²です。転用目的は住宅が 6 件、駐車場・資材置場が 1 件です。

なお、このうち 5 番の案件につきましては、先ほど説明した報告第 7 号の農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に基づく受理通知の取消願書の受理後に、同規定に基づく届出を受理した案件となります。

続いて、報告第 2 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について』ご説明します。

農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書 3 頁から 4 頁までの 5 件です。畑が 9 筆、田が 7 筆で、合計で 6,009 m²の届出がありました。

続いて、報告第 3 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』ご説明します。

農地又は採草放牧地の賃貸借契約の合意による解約通知で、議案書 5 頁の 2 件です。田が 2 筆で、4,194 m²の届出がありました。

続いて、報告第 4 号『使用貸借契約の解除通知について』ご説明します。

農地又は採草放牧地の使用貸借契約の合意による解約通知で、議案書 6 頁の 1 件です。田が 1 筆で 655 m²の届出がありました。

続いて、報告第 5 号『現況証明願について』ご説明します。

20 年以上前から非農地であることが、公的な証明にて確認できることをもって願い出されるもので、議案書 7 頁の 1 件、畑が 1 筆、3.30 m²の願い出がありました。

続いて、報告第 6 号『農地改良届出について』ご説明します。

農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書 8 頁の 4 件です。畑が 4 筆で、田が 3 筆で、合計で 1,996 m²の届出がありました。

大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準のすべての項目に適合しております。

最後に、報告第 8 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取下願について』ご説明します。

議案書 10 頁の 2 件で、畑が 4 筆、田が 1 筆の合計で 4,161 m²です。当該案件につきましては、他法令の許可等の手続きに不備があり再申請するため、申請者において、取下願書が提出されたものです。

以上の報告案件につきましては、局長専決処理のうえ、受理通知した旨を報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第 1 号から報告第 8 号までについて、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

次に、日程第 10、議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』5 件を上程いたします。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』をご説明します。

農地を農地として権利の設定、移転を行うものであり、議案書 11 頁から 12 頁までの大府市農業委員会の許可案件 5 件で、畑が 2 筆、田が 4 筆の合計で 7,367 m²です。

取得の目的について、まず、1 番の案件は、父より贈与を受け、今後とも農業に励むために取得するものです。次に、2 番の案件は、農業経営拡大をしていくために取得するものです。次に、3 番の案件は、自宅付近の農地を取得し、農業に励むために取得するものです。次に、4 番の案件は、平成 30 年より借りて営農しており、今後も申請地にて営農を継続するため取得するものです。最後に、5 番の案件は、自宅のすぐ隣にあり、利便性もよいため、譲り受けて規模拡大を図るために取得するものです。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第 3 条第 2 号各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1 番及び 2 番の案件について、相羽誠二委員どうぞ。

(相羽誠二 委員)

1 番及び 2 番の譲受人は、いずれも所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 委員)

続いて、3 番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

3 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 委員)

続いて、4 番の案件について、加古春久委員どうぞ。

(加古春久 委員)

4 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、5 番の案件について、近藤武委員どうぞ。

(近藤 武 委員)

5 番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

無いようですので、議案第 1 号を採決します。

本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第 11、議案第 2 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について』 1 件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第 2 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について』をご説明します。

市街化調整区域内で、所有者自ら行う農地転用で、議案書 13 頁の愛知県知事の許可案件 1 件です。

1 番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、水管、下水道管、ガス管のうち 2 種類以上が埋設されている幅員 4 m 以上の道等の沿道の区域で、おおむね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設がある区域にある農地に該当しますので、第 3 種農地と判断することができます。

この案件は、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1 番の案件について、近藤武委員どうぞ。

(近藤 武 委員)

1 番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、透水性碎石舗装で雨水流出を緩和するため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

無いようですので、議案第 2 号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第12、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』3件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』をご説明します。

市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書14頁から15頁までの愛知県知事の許可案件3件です。

1番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共用施設又は公益的施設が連単している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ha未満であるものに該当しますので、第2種農地と判断することができます。

2番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、インターチェンジより300m以内にある農地に該当しますので、第3種農地と判断することができます。

3番の案件は、農業用倉庫を建築する目的で転用するものです。農地区分は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により、市が定める農業振興地域計画において農用地等として利用すべき土地として定められた区域内、いわゆる農用地区域内にある農地で、農用地区域内の農地と判断することができます。

いずれの案件も、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、成田正彦委員どうぞ。

(成田正彦 委員)

1番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、敷地内で集水後、既設水路へ放流されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、山口茂樹委員どうぞ。

(山口茂樹 委員)

2番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、敷地内で集水し、東側水路へ放流されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、

で、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、浅田勲委員どうぞ。

(浅田 勲 委員)

3番の申請地は、土地造成は無く整地のみです。雨水は、敷地内の排水最終柵に集水後、東側の水路へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

無いようですので、議案第3号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第13、議案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定について（利用権設定）』4件を上程します。

この内、設定番号6537番は、竹内敬三委員が議事参与に当たる議案となります。

始めに、議事参与の制限に該当しない3件について審議します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（利用権設定）』をご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。

議案書16頁の設定番号6535番、6536番、6538番の計3件です。いずれも、田が4筆で、合計で3,451㎡の申請です。

市内の方が1名で、市外の方が2名です。

いずれの借り手も、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については議案書の記載とおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございますか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第4号のうち議事参与の制限に該当しない3件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち議事参与の制限に該当しない3件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第4号のうち設定番号6537番は、竹内敬三委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、竹内敬三委員は退室をお願いします。

(竹内敬三委員 退室)

(久野一弘 議長)

それでは、議案第4号のうち竹内敬三委員の議事参与案件である設定番号6537番について審議します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議事参与案件である設定番号6537番は、議案書の16頁で、借り手は市外の方が1名で、田が1筆の533㎡の申請です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については議案書の記載どおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見等なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号のうち設定番号6537番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号のうち設定番号6537番は、原案のとおり決定いたします。

竹内敬三委員は、入室してください。

(竹内敬三委員 入室)

これで、全案件の審議が終了しました。

以上を持ちまして、第686回総会を閉会します。